

規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条第三項中「第五条第二項各号」を「第七条第二項各号」に改め、同条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（従業者名簿）

第六条 有害役務営業者は、当該有害役務営業に係る業務に従事する者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る条例第十七条の七の従業者名簿を備えておかなければならない。

2 条例第十七条の七に規定する規則で定める事項は、有害役務営業に係る業務に従事する者に係る次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所

五 雇入れの年月日

六 従事する業務の内容

七 退職（死亡を含む。）をした年月日

第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条中「埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（性的好奇心をそそるおそれがある衣服等）

第一条 埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。）第三条第十二号二(1)に規定する規則で定める衣服は、水着又は下着とする。

2 条例第三条第十二号二(2)に規定する規則で定める衣服は、学校教育法（昭和二

十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校においてその児童又は生徒に着用を指定する制服又は運動服とする。

3 条例第三条第十二号ニ(3)に規定する規則で定める文字、数字その他の記号は、別表のとおりとする。

4 条例第三条第十二号ニ(3)に規定する規則で定める映像、写真又は絵は、第二項の制服若しくは運動服又はこれらを着用する人の姿態を表すものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第一条関係)

JK、十五歳、十六歳、十七歳、十八歳、高一、高二、高三、高校一年生、高校二年生、高校三年生、こども、インターハイ、ジャージ、スクール、スクール水着、スク水、セーラー服、ティーン、テスト、ブルマ、ブレザー、ランドセル、乙女、女の子、開校、課外、学院、学園、学生、学生服、学年、学校、家庭科、教育実習生、教師、教室、現役、高校、高校生、校則、公立、黒板、在校生、児童、授業、授業料、出席表、出席簿、少女、女子校生、女子高生、私立、新学期、新入生、生徒、制服、先生、全日制、卒業、体育祭、体操着、体操服、担任、中学生、通学路、転校生、同級生、当校、登校、特待生、日直、入学、部員、部活、部活動、放課後、娘、優等生

備考 平仮名、片仮名、漢字、アラビア数字又はローマ字の表示又は当て字によつて呼称が同一となるものを含む。

様式第一号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」と、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第二号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

様式第三号及び様式第四号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」と、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第五号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

様式第六号中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同様式表中「質

「(5) 第21条の2第

(6) インターネット

問させる」を「質問させ、若しくは資料を提出させる」とし、

(7) 携帯電話インタ

(8) テレビゲーム機

る営業(風適法第

「(5) 店舗型有害

(6) 無店舗型有
される第3条

- を利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所 の施設をいう
- 一 ネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場 や (7) 第21条の
、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせ (8) インターネ
2条第1項第4号に規定する営業を除く。) を行う場所 」 (9) 携帯電話イ
(10) テレビゲー
る営業 (風適

役務営業の営業所

害役務営業の事務所、受付所又は待機所 (客の依頼を受けて派遣
第12号イからハマまでに規定する役務を行う者を待機させるため
。)

」 「第30条」

2 第1項各号に掲げる営業を行う場所

ットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所

ンターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場

ム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせ

法第2条第1項第4号に規定する営業を除く。) を行う場所 」

や 「第29条の2」 び 「10万円以下」 や 「20万円以下」 び 「(4) 第26条

」 (2) 第26条第1

条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者」 や の規定による質
項の規定による

項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項 び否る。

問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同

処 罰

」の罰則は、平成三十一年四月一日から施行する。